



愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年5月21日火曜日 第2471号

◇ 目 次 ◇

愛媛県武道館の指定管理者の名称及び住所の変更.....	(文化・スポーツ振興課) ...	409
総合運動公園の指定管理者の名称及び住所の変更.....	(都市整備課) ...	409
土地改良区の定款変更の認可.....	(中予地方局農村整備第一課) ...	409
土地改良事業の計画の変更の認可(3件).....	(") ...	409
道路の供用開始(県道久米垣生線).....	(中予地方局管理課) ...	410
土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧.....	(南予地方局農村整備課) ...	410
道路の区域変更(一般国道378号).....	(南予地方局管理課) ...	410
道路の供用開始(").....	(") ...	410

告 示

○愛媛県告示第582号

愛媛県教育機関の設置等に関する条例(昭和32年愛媛県条例第19号)第5条第2項の規定により、公の施設の指定管理者から次のとおり名称及び住所の変更の届出があった。

平成25年5月21日

愛媛県知事 中村時広

- 1 公の施設の名称
愛媛県武道館
- 2 指定管理者の名称

変更前	財団法人愛媛県スポーツ振興事業団
変更後	公益財団法人愛媛県スポーツ振興事業団

- 3 指定管理者の住所

変更前	愛媛県松山市上野町乙46番地
変更後	愛媛県松山市市坪西町551番地

- 4 変更年月日
平成25年4月1日

○愛媛県告示第583号

愛媛県立都市公園条例(昭和34年愛媛県条例第19号)第15条の3第2項の規定により、公の施設の指定管理者から次のとおり名称及び住所の変更の届出があった。

平成25年5月21日

愛媛県知事 中村時広

- 1 公の施設の名称
総合運動公園
- 2 指定管理者の名称

変更前	財団法人愛媛県スポーツ振興事業団
変更後	公益財団法人愛媛県スポーツ振興事業団

- 3 指定管理者の住所

変更前	愛媛県松山市上野町乙46番地
変更後	愛媛県松山市市坪西町551番地

- 4 変更年月日
平成25年4月1日

○愛媛県告示第584号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、松前町筒井土地改良区の定款の変更を認可した。

平成25年5月21日

愛媛県中予地方局長 松森陽太郎

○愛媛県告示第585号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、東温市北方土地改良区から認可申請のあった土地改良事業(維持管理)の計画の変更を平成25年5月7日認可した。

平成25年5月21日

愛媛県中予地方局長 松森陽太郎

○愛媛県告示第586号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、東温市南方土地改良区から認可申請のあった土地改良事業(維持管理)の計画の変更を平成25年5月7日認可した。

平成25年5月21日

愛媛県中予地方局長 松森陽太郎

○愛媛県告示第587号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、東温市南野田土地改良区から認可申請のあった土地改良事業(維持管理)の計画の変更を平成25年5月7日認可した。

平成25年5月21日

愛媛県中予地方局長 松森陽太郎

○愛媛県告示第588号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 5月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久米垣生線	松山市北井門四丁目351番2から 同市北井門四丁目353番4まで	平成25年 5月21日

○愛媛県告示第589号

西予市三瓶町土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成25年 5月21日

愛媛県南予地方局長 三 好 伊佐夫

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
西予市三瓶町土地改良区 土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成25年 5月21日から 6月18日まで
- 3 縦覧場所
西予市役所三瓶支所

○愛媛県告示第590号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 5月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	378号	宇和島市吉田町白浦字三ツ尾2366番3	旧	メートル 4.8～6.0	キロメートル 0.049	
			新	6.0～12.4	0.049	

○愛媛県告示第591号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 5月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	378号	宇和島市吉田町白浦字三ツ尾2366番3	平成25年 5月21日